

事業者各位

見積書提出に当たっての注意事項

- 本件は、本見積りの提出を依頼するものです。
 - 詳細は添付の明細書、仕様書等をご確認ください。
 - 見積書のあて先は「京都市公営企業管理者 上下水道局長」としてください。
 - 見積金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載してください。
 - 本件の契約日は令和8年4月1日とします。
 - 本件調達に係る予算が成立しないときは、見積合せを無効とします。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、契約候補者は、その費用を京都市に請求することはできません。
 - 本件は、単価契約です。
 - 見積書の比較は、予定数量に単価を乗じた金額により行います。
 - 見積書は、①押印のある原本（持参、又は郵送の場合は締切日必着）、②FAX、③電子メールで受け付けます。
②FAX又は③電子メールで見積書を提出される場合、押印の省略は可能ですが、（押印省略する見積書には、担当者名及び連絡先を必ず記載してください。）当局において、見積書の真正性の確認を行います。なお、押印のある見積書を②FAX、又は③電子メールで提出された場合でも真正性の確認を行います。
(真正性の確認方法例)
 - FAXの場合
当局に届いた見積書に印字された FAX 番号が、当局に登録のある FAX 番号と同じか。
 - 電子メールの場合
送信元のメールアドレスが、見積書の提出業者が使用しているものと同一であるか。※ 詳しくは、「見積書等の押印を省略可能とする運用について」（令和3年3月24日付け通知を御覧ください。
- ※【通知掲載場所】：当局ホームページ ⇒ 上部の「事業者のみなさまへ」
⇒ 「お知らせ」 ⇒ 「**入札・契約制度（入札参加資格・契約書等）**」
⇒ 「**入札・契約制度の変更等について**」に掲載されています。
- 結果については、見積書提出締切後、内部決裁を経て契約相手方を正式に決定した後、契約の相手方となる事業者にのみ連絡しますので、ご了承ください。